

令和7年度 ニセコ町学校給食センター 給食調理員（パートタイム） 募 集 要 項

1 採用人員・採用職種・勤務条件 等

募集人員	1 名
配属先	ニセコ町学校給食センター
勤務内容	学校給食調理補助・代替業務（調理配缶作業、食器等準備洗浄作業等） その他付随する業務
任用期間	令和7年任用時から令和8年3月31日まで
再度の任用	選考等の能力実証を行った上で、再度任用する場合があります。 （再度の任用の回数に上限はありませんが、任用期間が通算して5年を超えたとしても、無期の任用への転換申込みはできません。）
勤務時間及び 休日勤務等	1 勤務時間 その日の業務内用に応じて以下のシフトになります。 1週間あたり3日程度（約20時間以内）になります。 ① 7時50分から16時35分まで ② 7時50分から12時00分まで ③ 13時00分から16時35分まで 2 休憩時間 1日の勤務時間につき60分（12：00～13：00） 3 時間外勤務の有無 （ 有 ・ <u>無</u> ） 4 休日勤務の有無 （ 有 ・ <u>無</u> ）
勤務しない日	・土日祝日 ・年末年始（12月30日から翌年1月5日まで） ・学校の休業期間など給食を提供しない日
休暇	1 年次休暇 年間の勤務日数により0日から7日間まで 2 その他休暇（状況によって以下の休暇を認めることがあります。） ①有給（公民権行使、官公庁出頭、住居の滅失等、出勤困難、 退勤途上、結婚休暇、忌引、不妊治療、子の看護、 母子健康診査、産前産後、夏季休暇、病気休暇） ②無給（産前、産後、保育時間、短期介護、介護休暇、介護時間、 生理日の就業困難、妊娠疾病、公務上の傷病、骨髄ドナー）
育児休業等	任用期間が継続されることにより取得可能な場合があります。
給与	1 給料の額 時給1,155円から ※職務経験年数がある方は、経験に応じて加算があります。 2 諸手当 ①期末手当 勤務期間に応じて支給 ②勤勉手当 勤務期間及び成績に応じて支給 ③通勤手当 通勤距離2km以上の場合支給 3 支給日 ①給料・通勤手当 毎月10日（前月分） ②期末手当 6月10日、12月10日 4 支払い方法 指定口座への振込み 5 給与支払時の控除（法令の規定に基づくものを除く） なし

退職に関する事項	1 任用期間が満了した場合には当然に退職します。 2 地方公務員法第28条第1項による分限免職、地方公務員法第29条第1項による懲戒免職に該当する場合
退職手当	支給しません
服務	任期中、以下の義務を負います。 ①法令等及び職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条） ②信用失墜行為の禁止（同法第33条） ③秘密を守る義務（同法第34条） ④職務に専念する義務（同法第35条） ⑤政治的行為の制限（同法第36条） ⑥争議行為等への禁止（同法第37条） ⑦営利企業への従事等の制限（同法第38条）
その他	1 社会保険 加入しません。 2 雇用保険 加入しません。 3 災害補償 北海道市町村総合事務組合に加入します。 4 健康診断 実施しません。 5 その他 公務のため旅行する場合は旅費を支給します。

2 申し込み手続き

市販の履歴書に必要事項を記入し、下記5の問い合わせ先までお持ちいただくか、郵送でご提出ください。（郵送の場合は締切日必着。ファックスおよび電子メールでの申込み不可）

※提出された履歴書等は、理由のいかんを問わず返還いたしません。

3 提出期限

随時受付けます。

4 選考の方法等

提出のあった履歴書により書類選考を行います。

（必要に応じて面接を実施します。）

5 問い合わせ、応募書類提出先

ニセコ町学校給食センター 担当：三橋

〒048-1501 北海道虻田郡ニセコ町字富士見143番地

電話：0136-44-2609 電子メール：kyushoku@town.niseko.lg.jp